

第二百十二回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第二百十二回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

	内閣受理件数	処理案決定件数
第二百十二回国会	一四件	一四件

所管府省別目次

(第一百十二回国会請願)

一、厚生労働省……………	ページ
	一

<p>件名</p>	<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第六九号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和六年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難病治療政策研究事業及び難病治療実用化研究事業に取り組んでいるほか、難病ゲノム等情報利活用検証事業を行うための経費として、令和五年度補正予算において、約三億円を計上している。引き続き、これらの研究や事業を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和六年度予算において、約六億円を計上しており、令和五年四月一日現在で、難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、難病診療分野別拠点病院は二十六自治体において七十九医療機関が整備されている。引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病については、難病法施行時の百十疾病か</p>

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>ら三百四十一疾病まで拡大したところである。引き続き、当該施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>二 経済的負担の軽減については、医療保険の高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにしており、特に難病患者については、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>また、創薬等に当たり、難病や長期慢性疾病の患者を含む国民の臨床研究及び治験への参画を推進するため、臨床研究及び治験に関する普及啓発や、臨床研究及び治験の情報に関するデータベースの充実に取り組んでいる。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づく障害福祉サービスについては、難病患者等も利用が可能であり、人材の確保及び研修の充実については、難病患者等に対する相談・支援等を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の維持</p>	

	件名
	主な所管府省
<p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。</p> <p>難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）等を踏まえ、都道府県にお</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>向上を図っている。さらに、難病に係る特定医療費助成制度に関して、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、引き続き、努めてまいりたい。</p>

	件名
	主な所管府省
<p> いて地域の实情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これも活用しながら、引き続き、難病の医療提供体制の構築に取り組んでまいりたい。また、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、令和六年度予算において、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費として約三千万円を計上しているほか、移行期医療支援体制に関する実態調査等を行うための経費として約六千万円を計上している。今後も、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。 </p> <p> 難病患者、慢性疾患の患者及び医療的ケア児を含む障害のある幼児、児童及び生徒に関しては、教育基本法（平成十八 </p>	請願に対する処理要領

	件名
	主な所管府省
<p> 請願に対する処理要領 年法律第二十号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の趣旨を踏まえ、障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。医療的ケア児が教育を受けるための環境整備については、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)の趣旨を踏まえ、学校において医療的ケアを行う看護師について、医療的ケア看護職員として学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に位置付け、自治体等における配置を促進するとともに、その配置に係る財政支援の拡充を図っている。また、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。さらに、特別な支援を必要とするこどもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体を支援している。 病気療養中等の児童生徒への教育機会の保障について、令和五年四月から、従来からの同時双方向型の授業配信を原則とした上で、学校の判断により、事前に収録した授業を児童 </p>	

	件名
	主な所管府省
<p>生徒が視聴したい時間に受講するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正を行ったほか、オンデマンド型の授業について、効果的な実施方法等の調査研究を実施している。また、学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業にて、長期療養者を含む障害者の学習環境の充実について、ICTを活用したモデルの実践研究や普及等にも取り組んでいる。</p> <p>今後も、難病法及び児童福祉法の一部改正についての国会審議の際の衆議院厚生労働委員会（平成二十六年四月十八日）及び参議院厚生労働委員会（同年五月二十日）の附帯決議の趣旨も踏まえつつ、難病や小児慢性特定疾病の児童等に対する医療の一層の充実、教育機会の確保等を図ってまいりたい。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、医療提供体制の整備を進めているところである。専門医療と地域医療の連携については、難病が疑われながらも診断がつかない患者について、患者本人や管内の医療機関からの診療相談に応じる難病診療連携コーディネーターを配置するほ</p>	請願に対する処理要領

	件名
	主な所管府省
<p>か、管内の難病医療に携わる医療従事者に対する研修を実施する難病診療連携拠点病院を整備することでその強化を図っている。</p> <p>医療従事者の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会」を開催してきた。</p> <p>医師の確保については、本検討会に設置された「医師需給分科会」での検討等を踏まえ、これまで医学部定員を臨時的に増員してきたおり、毎年約三千五百人から四千人増加している一方、今後の医師の増加ペースについては、人口減少に伴い、将来的には供給が需要を上回ると見込まれることも踏まえて検討する必要があるとされた。また、医師の地域・診療科偏在を是正するため、臨床研修や専門研修といった医師養成過程において、都道府県別・診療科別の定員を設定する等、偏在是正の取組を進めるとともに、都道府県において、各地域で必要な医師を確保するための方針・取組等を盛り込んだ「医師確保計画」を策定し、取組を進めているところである。さらに、令和五年十二月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、医</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>師の地域間の偏在是正等に向けて、経済的インセンティブや規制的手法の在り方等について検討することとしている。引き続き、こうした取組を通じて、医師の確保及び偏在対策に取り組んでまいりたい。</p> <p>看護師等の確保については、就業者数が、平成二十年に約百四十万人、令和二年に約百七十三万人と増加してきているところである。今後も、医療需要の高まりに対応していくため、就業者数の増加に向け、新規養成と併せて、離職防止や復職支援といった取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、地域における看護職員確保等の課題について、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む「地域に必要な看護職の確保推進事業」に対し支援を行っている。</p> <p>引き続き、医療機関及び医療従事者に対する支援を通じ、地域の医療提供体制の維持・確保に対応してまいりたい。</p> <p>さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、令和六年度予算において、約千二十九億円を計上しており、各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を</p>

	件名
	主な所管府省
<p>五 障害者雇用率制度については、事業主が社会的な責任を果たすための前提として、事業主がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることや、対象範囲が明確であり、公正性及び一律性が担保されることが必要であることから、現在、当該制度の対象障害者の範囲は身体障害者、知的障害者及び精神障害者とし、その取扱いに当たっては、原則として、</p> <p>活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和六年度予算において、約一千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p>	請願に対する処理要領

	件名
	主な所管府省
<p>障害者手帳の所持者に限っている。</p> <p>他方、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。こうした取組を通じて、引き続き、難病患者の特性に応じたきめ細かな支援を行ってまいりたい。</p> <p>なお、障害者手帳を所持していない難病患者の障害者雇用率制度における取扱いは、令和四年六月に労働政策審議会障害者雇用分科会で取りまとめられた意見書において、「個人の状況を踏まえることなく、一律に就労困難性があると認めることは難しい」ことを踏まえ、「雇用率制度における対象障害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当」とされたことか</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

<p>件名</p>	<p>全ての世代が安心して暮らせる持続可能な社会保障制度の確立に関する請願（第二三七号） 同（第二三八号） 同（第二三九号） 同（第二四〇号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>ら、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。</p> <p>六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいる。</p> <p>今後、同研修の実施等に取り組むとともに、同センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と同センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p> <p>一 政府としては、給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮中年期及び高齢期はもとより、これから生まれる「将来世代」も含む全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが必要と考えており、これまでも年金、医療、介護、こども・子育て支援など、社会保障全般にわたる改革を進めてきた。</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>同（第二七八号） 同（第二七九号） 同（第三〇一号） 同（第三〇二号） 同（第三一八号） 同（第五三二号） 同（第六三八号） 同（第六三九号）</p> <p>具体的には、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、「全世代型社会保障構築会議」において、「こども・子育て支援の充実」、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度の改革」、「地域共生社会」の実現といったテーマを中心に議論が行われ、令和四年十二月に報告書が取りまとめられた。同報告書等を踏まえ、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入や、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し等の内容を盛り込んだ全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）が、令和五年五月に成立したところである。同年十二月には「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」が閣議決定され、全世代型社会保障を構築する観点から、医療、介護制度等の社会保障改革に取り組むこととしている。</p> <p>また、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、国民所得を増やしていくことも重要であり、「新しい資本主義」の下、賃上げが消費を活発化し、企業収益が伸び、それを元手に企</p>

	件名
	主な所管府省
<p>業が成長のための投資を行うことで、生産性が上がり、賃金が持続的に上がるという、賃金と物価の好循環を実現し、経済成長を目指すこととしている。</p> <p>二 教育費の負担軽減については、これまで幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度など、学校段階全体を通じた教育の無償化・負担軽減に取り組んできた。特に高等教育段階については、令和二年四月より真に支援が必要な低所得世帯に対して、授業料等の減免措置と、給付型奨学金の支給を併せて行う高等教育の修学支援新制度を開始し、これにより大幅に支援が拡充したところである。さらに、令和六年度より年収六百万円程度までの世帯を対象に、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等への支援を拡大した。加えて、令和七年度より、子供を三人以上扶養している多子世帯の学生等については、所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料・入学料を無償とする措置を講ずることとしている。</p> <p>こどもの医療費については、既に国として、医療保険制度において、就学前のこどもの医療費の自己負担を三割から二割に軽減している。こどもの医療費に係る自己負担を更に軽</p>	請願に対する処理要領

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>減することについては、厳しい財政状況等を勘案しつつ、慎重に検討してまいりたい。</p> <p>教職員の人的配置については、小学校における三十五人学級の計画的な整備等のための教職員定数の改善、教員業務支援員を始めとする支援スタッフの充実などに総合的に取り組んでいる。</p> <p>若者の就労支援については、新規学卒者等の方々に対しては新卒応援ハローワーク、フリーター等の方々に対してはわかものハローワーク等において、雇用機会の確保を図るとともに、担当者制による職業相談等、個々のニーズに即したきめ細かな就職支援を実施しており、引き続き、この取組を推進してまいりたい。</p> <p>仕事と子育ての両立を支援する取組については、令和五年十二月に閣議決定された「こども未来戦略」において「共働き・共育での推進」に係る内容を盛り込むとともに、具体的な制度設計の方向性について、同年九月から労働政策審議会において検討が重ねられ、同年十二月に「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について（建議）」が取りまとめられた。これらを踏まえ、令和六年一月から、育児休業中の労働</p>

<p>件名</p>	<p>子供の歯科矯正治療における保険適用 範囲の拡充に関する請願（第五六二号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>者の業務を代替する周囲の労働者に対して事業主が手当を支給する場合などの助成措置を大幅に強化したところである。また、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化等の措置を講ずることを内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案を今国会に提出した。同法律案は令和六年五月二十四日に成立したところであり、政府としては、その円滑な施行を図ってまいりたい。</p> <p>我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付が行われていることから、歯科矯正については、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬（こう）合異常や顎変形症による歯列不正など、疾患と咬合異常や歯列不正との関係が明らかかな場合に保険給付の対象としており、歯科医師がこうした疾患を疑って診察、検査等の必要な診療を行った場合も保険給付の対象としている。</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>その際、保険適用の可否を含め、歯科矯正治療の必要性の判断には歯科医師の診断が必要であり、その機会を提供することは重要であると考えている。</p> <p>学校歯科健診の結果を踏まえた歯科医療機関の受診に係る評価については、歯科医師がこうした疾患を疑って診察、検査等の必要な診療を行う場合、歯科パノラマ断層撮影を保険給付の対象としていたところ、令和六年度診療報酬改定において「歯科矯正相談料」を新たに設けたところであり、学校歯科健診で咬合異常や歯列不正の疑いがあると判断された患者を対象に歯科矯正治療の保険適用の可否を判断するための必要な検査や診断等を行い、その結果を患者や家族に説明した場合に、「歯科矯正相談料」や、初診料等を算定することが可能となっている。</p> <p>なお、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第十三条第一項の規定により行われる児童生徒等の健康診断における咬合異常や歯列不正の検出は、児童生徒等に対し歯科矯正の勧奨を行うことを第一義的な目的とするものではなく、学習面を含む学校生活への配慮や、う蝕（しよく）予防など将来を見据えた生活指導を行うことを重視すべきものである。</p>

	件名
	主な所管府省
<p>その上で、学校歯科健診の結果について、咬合異常や歯列不正の疑いがあるとして専門医による診断が必要とされた児童生徒が専門医を受診する場合は、当該受診の前に、学校歯科医が学校歯科健診の検査結果をもとに必要な児童生徒やその保護者に対して個別の健康相談等を実施し、想定される一般的な治療内容、費用等の必要な情報を提供することについて配慮するよう努めることを、各都道府県教育委員会等を通じて各学校に求めている。</p> <p>引き続き、関係省庁において連携し、必要な取組を行ってまいります。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>